

案内

図書館の臨時休館およびホームページ休止のお知らせ

市立図書館・上石津図書館・墨俣図書館は、図書館システム更新のため、臨時休館し、ホームページを



休止します。
詳しくは、市立図書館（☎78-2622）へ。

＊臨時休館期間／10月25日（金）～31日（木）

＊ホームページ休止期間／10月24日（木）の午後8時～11月1日（金）の午前9時

障害福祉サービス事業所に初めて就労している居宅介護職員に奨励金を交付

＊対象者／次の①～④すべてを満たす市内在住の人

①令和4年4月1日以降に障害福祉サービス事業所に初めて就労している

②就労日以降、6か月以上継続して居宅介護職員として月15日以上勤務し、かつ申請時に勤務を継続している

③障害福祉サービス事業所に直接雇用されている

④市税などを完納し、大垣市介護人材就労支援奨励金を受給していない

＊対象障害福祉サービス事業所／市内の居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援を行う事業所

＊奨励金額／5万円（1回限り）

＊問合せ／障がい福祉課（☎47-7162）へ

マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口の開設

平日の業務時間内に来庁することが難しい人を対象に、マイナンバーカード交付・申請などの休日・夜間窓口を開設します。

＊とき／【休日窓口】10月6日（日） 午前9時～正午

【夜間窓口】10月8日（火）・10日（木） いずれも午後5時15分～7時30分

＊ところ／窓口サービス課

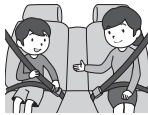
＊内容／マイナンバーカードの交付・申請受付、電子証明書の更新など

＊問合せ／同課（☎47-8764）へ



10月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間

10月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。



この機会に、家庭・学校・職場などにおいて、シートベルト・チャイルドシートの正しい使用方法や必要性について話し合しましょう。

交通事故発生時の被害を軽減させるため、自動車に乗車する時は、後部座席に座る人も必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認しましょう。

また、高速乗合バスや貸切バスなどを利用する際にも、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。

母子家庭等・父子家庭医療費助成制度 受給者証の更新申請

母子家庭等・父子家庭医療費助成制度の対象者（下表）に、新しい受給者証と更新申請書を、10月中旬に発送します。

郵送された申請書に、必要事項を記入して、同封の返信用封筒で郵送してください（窓口での申請は混雑が予想されます）。

なお、現在ご利用の受給者証の有効期限は、10月31日です。11月1日以降は、新しい受給者証を医療機関に提示してください。また、有効期限が切れた受給者証は細断し、ご自身で破棄してください。

詳しくは、国保医療課福祉医療・後期医療グループ（☎47-8140）へ。

制度名	対象者
母子家庭等医療費助成制度	平成18年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭医療費助成制度	平成18年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない父親とその子

＊本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会			担当：農業委員会事務局（☎47-8614）
10/7（月）	14:00～	市役所8階 大会議室	
・農地の権利移動や転用について			ほか
産業振興指針策定委員会			担当：産業振興室（☎47-8609）
10/10（木）	10:00～11:30	市役所6階 会議室6-3・4	
・産業振興指針の改定について			ほか
子育て支援会議			担当：子育て支援課（☎47-7064）
10/16（水）	13:30～15:30	市役所4階 情報会議室	
・子育て支援計画について			ほか
教育振興基本計画策定委員会			担当：教育委員会庶務課（☎47-8022）
10/17（木）	13:30～15:30	市役所6階 教育委員会室	
・教育振興基本計画の改定について			ほか
都市計画景観審議会			担当：都市計画課（☎47-8694）
10/18（金）	13:00～15:00	市役所4階 情報会議室	
・立地適正化計画の変更について			ほか
環境審議会			担当：環境衛生課（☎47-8563）
10/25（金）	14:00～15:30	市役所4階 情報会議室	
・エコ水都環境プランの実績報告について			ほか

ー10月1日は「浄化槽の日」ー 浄化槽は正しく 管理しましょう！

3つの義務を守りましょう！

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

<法定検査>

すべての浄化槽において毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査（11条検査）が必要です。また、浄化槽の新設・入れ替えをした場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査（7条検査）が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回（全ばっ気方式の浄化槽は年2回）の清掃が必要です。

＊3つの義務を履行した際に紙の「維持管理記録票」が発行されますが、電子化に申し込むことで、メールで受け取ることができます。詳しくは、二次元コードからチラシをご確認ください。



チラシ

ご利用ください！一括契約

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。なお、この契約をすれば、次の2つの制度が無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

浄化槽機能の修理を、岐阜県浄化槽連合会が保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを、岐阜県環境管理技術センターが認定する制度です。

浄化槽を使わなくなった時には

建物の取り壊しや下水道への切り替えなどで、浄化槽を撤去する前に、浄化槽の最終清掃が必要です。

また、浄化槽の廃止には「浄化槽使用廃止届出書」、休止には「浄化槽使用休止届出書」の提出が必要です。

【問合せ】環境衛生課（☎47-8574）へ